

令和5年度支部活動状況

県北支部

○令和5年度 大分県精神保健福祉協会県北支部総会（書面開催）

第1号議案 令和4年度事業実績報告

第2号議案 令和4年度収支決算報告

第3号議案 監査報告

第4号議案 役員改選

第5号議案 令和5年度事業計画

第6号議案 令和5年度収支予算

○令和5年度 大分県精神保健福祉協会会長表彰受賞者

千嶋病院 安部 秀美 氏

○啓発・交流事業への助成、支援

①当事者グループミーティング

日時：毎週金曜日

場所：地域活動支援センターそよかぜ

内容：地域活動支援センターそよかぜの利用者で自身の悩みを語り合うこと
で仲間づくり等を行うことを目的とした交流会

②地域ふれあい交流会

日時：令和5年11月7日

場所：真玉公民館

内容：障害者福祉施設ひまわり苑の利用者と近隣住民との地域づくりを目的
としたふれあい交流会

中央支部

○令和5年度 大分県精神保健福祉協会中央支部総会（書面開催）

第1号議案 令和4年度 事業報告

第2号議案 令和4年度 収支決算書

第3号議案 令和5年度 収支予算及び事業実施状況

第4号議案 令和6年度 事業計画・収支予算（案）

○令和5年度 大分県精神保健福祉協会会長表彰受賞者

山本病院 小野 久美子 氏

鶴見台病院 池田 純子 氏

○研修会の開催

現場で対応している精神保健福祉関係者に、精神障がい、特に発達障がいへの理解と支援について学ぶ機会を提供し、支援スキル等の向上を図ることを目的とした研修会を開催した。

開催日：令和6年2月16日（金）17：30～19：00

開催方法：オンライン（Zoom）

内 容：講義① 「発達障がいの特徴と対応について」

講 師 別府発達医療センターリハビリテーション課
精神保健福祉士 庄 真実氏

講義② 「精神科医療からみた発達障がい」

講 師 医療法人 山本記念会 理事長
山本病院 院長 山本 隆正氏

○精神障害者福祉会（家族会）への助成

（事業の目的）

管内の精神障害者福祉会の運営及び活動を側面から支援するため、管内の家族会に対し助成金を交付し、保健所（部）の指導のもと、研修会や学習会等を通じ、精神障がい者の社会参加を図る。

大 分 市 支 部

○令和5年度 大分県精神保健協会大分市支部理事会及び総会

日時：令和5年8月1日（火） 15：00～16：00

場所：大分市保健所 6階大会議室

第1号議案 令和4年度事業報告について

第2号議案 令和4年度決算報告並びに会計監査報告について

第3号議案 役員改選について

第4号議案 令和5年度事業計画（案）について

第5号議案 令和5年度予算（案）について

○第70回精神保健福祉全国大会への参加

日時：令和5年10月27日（金）10：00～16：00

厚生労働大臣表彰受賞者

リバーサイド病院 佐々木 一郎 氏

竹下粧子クリニック 竹下 粧子 氏

河村クリニック 河村 郁男 氏

○令和5年度 大分県精神保健福祉協会会長表彰受賞者

瀧野病院 伊藤 弘子 氏

緑ヶ丘保養園 新谷 卓司 氏

帆秋病院 麻生 ひろみ 氏

リバーサイド病院 園田 美由紀 氏
衛藤病院 後藤 かおる 氏

○普及啓発

目的：自殺予防週間、自殺対策強化月間を含めた相談窓口一覧につながる検索ワードの啓発。

方法：車体後部にラッピングを施した路線バスを走行させた。

期間：令和5年9月1日～令和6年3月31日



○閉院

わかば台クリニック

県南支部

- 令和5年度 大分県精神保健福祉協会県南支部総会（書面開催）
- 第1号議案 令和4年度 事業報告並びに収支決算報告
- 第2号議案 大分県精神保健福祉協会県南支部の活動に関するアンケート結果及び活動の見直しについて
- 第3号議案 令和5年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

第4号議案 大分県精神保健福祉協会県南支部役員の見直しについて

- 令和5年度 大分県精神保健福祉協会会長表彰受賞者
白川病院 若林 茂 氏

- 精神保健福祉に係る地域活動等助成事業

県南支部の管内における地域住民や関係者等の精神保健福祉思想の向上を図り、精神保健福祉の向上に寄与する事業（研修会、家族会、パンフレットの作成等）に対して、予算の定めるところにより助成を行うことを周知した。

- 啓発活動

精神保健福祉に関する各相談先の周知を図るため、「豊の国こころのホットライン」のクリアファイルを作成し、県南支部の会員及び事務局が、窓口や街頭キャンペーン等で地域住民や関係者へ広く配布した。

豊 肥 支 部

- 令和5年度 豊肥支部総会（書面開催）
第1号議案 令和4年度事業報告書及び収支決算書
第2号議案 令和5年度事業計画書及び収支予算書

- 令和5年度 大分県精神保健福祉協会会長表彰受賞者
加藤病院 木崎あけみ氏

- 精神保健福祉に係る地域活動等への助成

管内の家族会等精神保健福祉に取り組む関係団体の活動に対して、助成金を交付した。

- ①竹田やまなみ会 「寄って話そう会」

- （第1回）令和5年 7月18日 （教育会館） 参加者13名

- （第2回）令和5年11月14日 （教育会館） 参加者13名

- （第3回）令和6年 2月13日 （教育会館） 参加者13名

- ・ 日頃の悩みや家族のことを話し、思いを共有することで、心が楽になり、将来に夢をもつことができた。
 - ・ 竹田市や大分県の福祉の実情を学習し、市職員等と意見交換することで、福祉の町づくりに寄与することができた。
 - ・ 講演（体験談）を聞くことでお互いの立場を共有できた。

- ②豊野やすらぎ会 「心の病を考える地域学習会」

- 令和6年1月23日 （竹田市総合社会福祉センター） 参加者160名
講演「20年後も暮らしていける地域であるために大切なこと」

～誰もが必要とされ、活躍できる地域づくり～

講師：佐伯市在宅支援クリニックえがお 山内勇人医師

演奏会 竹田マンドリンアンサンブル

- ・地域の民生委員や人権擁護委員、施設職員等に対して、障がい者に対する理解を深めてもらうことで、当事者や家族が地域で安心して暮らせる環境作りに寄与することができた。

③竹田ほほえみの会 「竹田精神障がい者地域交流会」

(第1回) 令和5年 8月22日～9月2日 (グランツたけた)

- ・「こころのアート展」を開催。当事者の作品を展示し日頃のデイケアや生活訓練の成果を市民や観光客に披露することで、精神障がいへの理解や障がい者自身の制作意欲の向上につながった。

(第2回) 令和5年 6月21日 (竹田市社会福祉センター) 参加者48人

- ・室内レクレーションを行い、当事者とボランティアの交流ができた。

(第3回) 令和5年10月27日 (竹田町商店街) 参加者82名

- ・精神障がい者とボランティアでグループを作ってウォークラリーを実施し、商店街の方々と交流ができた。

(第4回) 令和5年12月7日 (竹田市社会福祉センター) 参加者100名

- ・「年忘れお楽しみ会」を開催。音楽療法の講話やプレゼント交換など当事者同士やボランティアとの交流ができた。

久大支部

○令和5年度大分県精神保健福祉協会久大支部総会

第1号議案 令和5年度役員等について

第2号議案 規約の改正について

第3号議案 令和4年度事業報告・決算報告について

第4号議案 令和5年度事業計画・予算案について

○普及啓発

久大地区の精神保健福祉に関する社会資源を可視化し、精神障がいを抱える本人や家族、医療機関や施設、行政等で活用を図り、当事者や家族が必要な情報を得ることで、精神障がい者が地域の中で孤立せず、安心して生活できる環境づくりに寄与することを目的に、パンフレットを作成した。

○大分県精神保健福祉大会

※大分県精神保健福祉協会会長表彰 等 (表彰状及び記念品を送付のみ)

受賞者 (久大支部) 黒木 勝子 氏 (上野公園病院看護師)

○活動費助成

日田市及び玖珠郡において精神障がい者を支援する家族会、患者会 (断酒

会)等を対象に、その活動費の一部を助成
(以下の2団体)

- ・ 玖珠むつみ会
- ・ 日田断酒会

○負担金

大分県精神保健福祉協会支部負担金

資 料

大分県精神保健福祉協会役員名簿

	所 属	氏 名
会 長	大分県精神科病院協会会長	瀧野 勝弘
副会長	大分県精神科病院協会前監事	宇都宮 和則
副会長	大分県福祉保健部長	工藤 哲史
常任理事	大分県こころとからだの相談支援センター所長	土山 幸之助
理 事	大分大学医学部教授	寺尾 岳
理 事	大分県公認心理師協会常務理事	加藤 真樹子
理 事	大分少年鑑別所長	馬島 貴美

	所 属	氏 名
理 事	大分県障害福祉課長	柳井 孝則
理 事	大分県保健所長会会長	前田 泰久
理 事	大分市保健所長	坂本 博介
理 事	大分県市町村合同事務局長	板井 隆
監 事	山本病院事務長	松尾 達彦
監 事	大分市保健所次長兼保健予防課長	後藤 哲也

大分県精神保健福祉協会評議員名簿

支部名	所 属	氏 名
県 北	大貞病院院長	向笠 浩貴
	北部保健所長	山下 剛
中 央	山本病院理事長	山本 隆正
	東部保健所長	内田 勝彦
大分市	大分市保健所長	坂本 博介
	大分市保健所次長兼保健予防課長	後藤 哲也

支部名	所 属	氏 名
県 南	佐伯市福祉保健部長	加藤 壮二
	南部保健所長	林下 陽二
豊 肥	加藤病院院長	加藤 一郎
	豊肥保健所長	糸長 伸能
久 大	日田市長	椋野 美智子
	西部保健所長	前田 泰久

大分県精神保健福祉協会支部長名簿

支部名	氏 名	所 属・職
県 北	是永 修治	宇佐市長
中 央	山本 隆正	山本病院理事長
大分市	瀧野 勝弘	緑ヶ丘保養園理事長

支部名	氏 名	所 属・職
県 南	加藤 壮二	佐伯市福祉保健部長
豊 肥	土居 昌弘	竹田市長
久 大	椋野 美智子	日田市長

大分県精神保健福祉協会 会員名簿

本部

公共団体会員
大分県

県北支部

公共団体会員	精神科病院及び診療所会員
中津市	千嶋病院
豊後高田市	宇佐病院
宇佐市	大貞病院
	寺町クリニック
	サクラクリニック
	佐藤第二病院

中央支部

公共団体会員	精神科病院及び診療所会員
別府市	山本病院
杵築市	鶴見台病院
由布市	向井病院
国東市	朝見病院
姫島村	清和病院
日出町	亀川精神保健クリニック
	みなみメンタルクリニック
	くまところろクリニック
	大分県溪泉寮

県南支部

公共団体会員	精神科病院及び診療所会員
佐伯市	白川病院
臼杵市	佐伯保養院
津久見市	在宅支援クリニック えがお

豊肥支部

公共団体会員	精神科病院及び診療所会員
竹田市	加藤病院
豊後大野市	

久大支部

公共団体会員	精神科病院及び診療所会員
日田市	奥村日田病院
九重町	大分友愛病院
玖珠町	上野公園病院
	メンタルクリニック日田駅前

大分市支部

公共団体会員	精神科病院及び診療所会員
大分市	大分下郡病院
	佐藤病院
	帆秋病院
	タキオ保養院
	城東病院
	瀏野病院
	衛藤病院
	仲宗根病院
	リバーサイド病院
	緑ヶ丘保養園
	大分丘の上病院
	博愛病院
	博愛診療所
	竹下粧子クリニック
	吉岡メンタルクリニック
	はさまクリニック
	河村クリニック
	星生クリニック
	ハートドアクリニック
	中央町こころのクリニック
	馬場政宏クリニック
	山田クリニック
	なかがわ柳通りクリニック
	府内ハートフルクリニック

会員数

公共団体会員	19
精神科病院・診療所会員	47
合計	67

保健所・保健部・地域福祉室一覽表

機関名	所在地	郵便番号	電話番号
東部保健所	別府市大字鶴見字下田井 1 4 - 1	874-0840	0977-67-2511
東部保健所国東保健部	国東市国東町安国寺 7 8 6 - 1	873-0504	0978-72-1127
東部保健所地域福祉室	速見郡日出町字仁王山 3 5 3 1 - 2 4	879-1506	0977-72-2327
中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎 7 2 - 3 4	875-0041	0972-62-9171
中部保健所由布保健部	由布市庄内町柿原 3 3 7 - 2	879-5421	097-582-0660
南部保健所	佐伯市向島 1 - 4 - 1	876-0844	0972-22-0562
豊肥保健所	豊後大野市三重町市場 9 3 4 - 2	879-7131	0974-22-0162
西部保健所	日田市田島 2 - 2 - 5	877-0025	0973-23-3133
西部保健所地域福祉室	玖珠郡玖珠町大字塚脇 1 3 7 - 1	879-4413	0973-72-9522
北部保健所	中津市中央町 1 - 1 0 - 4 2	871-0024	0979-22-2210
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市是永町 3 9	879-0621	0978-22-3165
大分市保健所	大分市荷揚町 6 - 1	870-8506	097-536-2852

大分県精神保健福祉協会規約

(名称)

第1条 この会は、大分県精神保健福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、大分県こころとからだの相談支援センター内に置き、各地区ごとに支部を置くことができる。

(目的)

第3条 この会は、大分県における精神保健福祉関係者が相互に協力し、有機的連携を保ち、明るい社会と幸福な家庭を築くため地域住民の精神保健福祉思想の向上を図り、もって精神保健福祉保健事業の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉知識の普及及び啓発
- (2) 精神保健福祉関係者の知識及び技術の向上を図るための調査研究等の事業
- (3) 学会、学術集会、講演会等の開催
- (4) 精神保健福祉関係団体との連絡調整
- (5) 精神医学の振興
- (6) その他この会の目的の達成に必要な事業

(会員の種類及び部会)

第5条 この会は、普通会员及び特別会員をもって構成し、必要な部会を置くことができる。

- 2 普通会员は、精神保健福祉に関係を有する業務に従事する者及びこの会の趣旨に賛同する者とする。
- 3 特別会員は、この会の趣旨に賛同する公共団体、病（医）院等の団体とする。
- 4 会員は、希望する部会に所属することができる。

(入会)

第6条 この会の会員になろうとする者は、入会申込書（別紙1）に第21条に定める会費を添えて本会又は支部宛てに提出するものとする。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名（うち1名を常任理事とする。）
- (4) 監 事 2名

(理事及び監事)

第8条 理事及び監事は、評議員会において会員の中から選出する。

(会長、副会長及び常任理事)

第9条 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

2 理事のうち1名を常任理事とし、理事の互選により選任する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、この会の重要事項について審議する。

4 常任理事は、会務を処理する。会務のうち、定例に属する事項及び簡易な事項については、専決することができる。

5 監事は、この会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第12条 この会に評議員を置く。

2 評議員は、各支部で選出するものとし、その数は若干名とする。

(報酬及び実費弁償)

第13条 役職員は、全て無報酬とする。ただし、会長が必要ありと認めたときは、実費弁償をすることを妨げない。

(顧問)

第14条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局職員)

第15条 この会に事務局を設け、次の職員を置く。

(1) 幹事 若干名

(2) 書記 若干名

2 幹事及び書記は、理事会に諮り会長が委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受け、この会の事務を掌理する。

4 書記は、幹事を補佐し、この会の事務を処理する。

(会議の種類)

第16条 この会の会議は、理事会及び評議員会とし、会長が招集する。

(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が議長となる。
- 3 理事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 評議員会に付議すべき事項
 - (2) 会長、副会長及び常任理事の選任
 - (3) この規約に定める事項
 - (4) その他会長において必要と認めた事項

(評議員会)

第18条 評議員会は、毎年1回開催し、議長を評議員の中より選出して次の事項を議決する。

- (1) この会の規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 理事及び監事の選出

(会議)

第19条 会議は、構成員の二分の一以上出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 やむを得ない事情によって会議に出席できない者は、委任状をもって出席にかえることができる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決す。

(経費)

第20条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 一般寄付金
- (3) その他収入

(会費)

第21条 この会の会費は、別紙2のとおりとし、納期その他の会費の徴収に関する規定は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は昭和45年8月8日から施行する。
- 2 従来の大分県精神衛生協会規約（昭和35年9月26日）は廃止する。

附 則

この規約は昭和59年7月2日から施行する。

附 則

この規約は平成元年7月1日から施行する。

附 則

この規約は平成9年6月16日から施行する。

附 則

この規約は平成22年7月8日から施行する。

附 則

この規約は平成24年7月30日から施行する。

附 則

この規約は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年8月17日から施行する。

(別紙1)

入会申込書

- 1 住 所
- 2 個人の氏名又は団体の名称
- 3 代表者名 (個人を除く。)

普通会員
私儀、本部会の趣旨に賛同し として入会します。
特別会員

年 月 日

代表者 (個人) 名

大分県精神保健福祉協会長 殿

(別紙2)

会 費 額

会 員		会 費	
普通会員	個 人	1,000円	
特別会員	精 神 科 病 院	25,000円	
	精 神 科 診 療 所	3,000円	
	公共団体	県	10,000円～121,500円
		市町村	10,000円～ 50,000円
そ の 他	10,000円		

大分県精神保健福祉協会会費徴収規程

第1条 大分県精神保健福祉協会規約（以下「規約」という。）第20条に定める会費の徴収に関する規定を次のとおり定める。

第2条 支部は、規約第20条に定める会費の徴収事務を行うものとする。

第3条 支部は、前条による徴収額から定められた額を県本部に納入するものとする。

第4条 前条による支部の県本部負担額については、評議員会において決定する。

附 則

この規程は、昭和46年8月8日から施行する。

大分県精神保健福祉協会 入会のご案内

大分県精神保健福祉協会とは

精神保健福祉関係者が相互に協力・連携して、地域住民の精神保健福祉に関する意識と知識の向上を図ることで大分県の精神保健福祉事業の向上に寄与することを目的とする団体です。

大分県精神保健福祉協会の活動

- 精神保健福祉知識の普及・啓発
- 講演会の開催
- 障がい者作品展の開催
- 精神保健福祉に貢献した方の表彰
- 精神保健福祉関係団体との連絡調整 等

会員の条件

どなたでも入会できます。

個人会員の年会費は1,000円です。

企業や事業所の年会費は10,000円です。

*お問い合わせは協会事務局（下記）または最寄りの保健所へ
大分県精神保健福祉協会事務局（大分県こころとからだの
相談支援センター内） 電話097（541）5276

大分県精神保健福祉協会

大分県こころとからだの相談支援センター内

〒870-1155 大分市大字玉沢908番地